

(設置)

第 1 条 高浜市史誌編さん及びこれに関する事業を行うため、高浜市史誌編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、高浜市の職員及び学識経験を有する者の中から、市長が任命又は委嘱する。

(平 11 規則 23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 11 規則 23・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、こども未来部文化スポーツグループにおいて処理する。

(平 5 規則 9・平 14 規則 2・平 18 規則 12・平 20 規則 9・平 21 規則 46・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和 51 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附則(昭和 53 年規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 5 年規則第 9 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 11 年規則第 23 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 14 年規則第 2 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 18 年規則第 12 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年規則第 9 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年規則第46号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。